淀川水系流域委員会 第 4 回住民参加部会検討会(2003.10.13 開催)結果概要(暫定版)

03.11.19 庶務作成

開催日時:2003年10月13日(月) 15:00~18:50

場 所:大阪会館 Bホール

参加者数:委員14名、他部会委員2名

1 決定事項

・意見書とりまとめに向けて、作業部会を設置することが決定した。メンバーは下記の通り。 作業部会リーダー:川上委員

「 計画策定における住民意見の反映について」担当:荻野委員

「 部会意見」担当:山村委員

合意形成についての意見とりまとめ:川上委員

調整・相談係:三田村部会長、嘉田部会長代理

- ・各委員は、資料 2-2「住民参加部会とりまとめ(案)」および「 計画策定時における住民意見の反映」について、大きな課題、テーマ等に関わる意見があれば 10/15 までに提出する。
- ・各委員は、基礎原案に係る具体的な整備内容シートへの意見を意見書作業部会に間に合うように 10/15 午後 5 時までに提出する。
- ・合意形成(社会的合意)についての意見をまだ提出していない委員は、10/14 までに提出する。
- ・意見書とりまとめに向け、10/16 に開催予定の作業部会にて、「計画策定における住民意見の反映について」及び「部会意見」(住民参加部会部分)の素案を作成し、各委員に送付する。その後、委員からの意見をもとに、10/21 の作業部会、第7回住民参加部会(10/23)にて意見交換を行った上で、第26回委員会(10/29)に提出する。
- ・「 計画策定における住民意見の反映について」の案については、全委員に関係する事項であるので住民参加部会委員だけでなく全委員に送付し意見を募集する。

2 検討内容

委員会、他部会および意見書とりまとめの状況報告

資料 1 をもとに、委員会及び他部会の活動状況および意見書とりまとめの状況について 報告が行われた。

意見書とりまとめに向けた意見交換

) 意見書(住民参加関連部分)とりまとめの進め方

資料 2-1「意見書(住民参加関連部分)とりまとめの進め方(案)」を用いて、意見書(住民参加関連部分)とりまとめに向けた住民参加作業部会の設置やスケジュールについて確認された。作業部会の構成メンバーについては、「1 決定事項」の通り決定した。

) 部会意見とりまとめについて

資料 2-2「住民参加部会とりまとめ(案)」を用いて意見交換が行われ、合意形成や河川レンジャーについては部会意見に入れること、構成を基礎原案に対応する形に整理すること等が確認された。その他、河川レンジャーについて特に議論がなされた。主な意見は「3 主な意見」を参照。

) 計画策定における住民意見の反映について

荻野委員より「 計画策定時における住民意見の反映」について説明があった後、 意見交換が行われた。主な意見は「3 主な意見」を参照。

) 合意形成(社会的合意) について

川上委員より、各委員からの意見をもとにとりまとめた資料「河川整備における合意 形成に向けて(案)」について説明があり、合意の基準等について意見交換が行われた。

3 主な意見

<本日の重要検討事項>

- ・本日は、特に第 部、第 部の骨子について確認したい。細かい内容については、各担当 者が委員の意見を踏まえ、今後修正する。(部会長)
 -) 部会意見とりまとめについて

< 全般 >

・理論編、実践編、展開編という構成を見直し、基礎原案に対応する形に整理すべき。

流れはあまり変えずに、各編を1章、2章と章立てにする程度でいいのではないか。 基礎原案の第5章に対する住民参加部会としての意見はどれなのか、分かる形に書き 直す必要がある。

このとりまとめは第 1 稿、第 2 稿に対する意見なので、基礎原案に対応する形で、より具体的な表現に変えていくべき。(部会長)

「展開編」のまとめ方のように、基礎原案の項目立てに沿って意見を書く構成にする と河川管理者も一般の方もわかりやすいのではないか。

第 部では主張よりも原案に対する意見、評価を言うべきであるが、第 部は、より 自由な住民参加に関わる意見を言うことができる。

- ・意見書の第 部(部会意見)は基礎原案の内容に関する意見であり、第 部は計画策定に おける住民意見の反映についての委員会からの最終的な答申ということで、諮問事項が違っている。河川レンジャーや社会的合意については基礎原案に関わる内容であるので、第 部に記述すべき。
- ・モニタリングについては、基礎原案では環境の最初の項目として書かれており、環境・利用 部会で検討されると思うので、任せてはどうか。

環境・利用部会には、住民参加の手続き等の視点がないので、どちらの部会もそれぞれ の視点から意見を出す必要がある。

主に議論してほしいという要望をするのはいいが、あまり担当の線引きをし過ぎない 方がいいと感じる。意見が抜けてしまうよりは重複した方がよい。(部会長)

モニタリングには2種類ある。1つは生態調査など環境モニタリングで、もう1つは、 プロジェクトサイクルのモニタリングである。後者は、計画策定・実施における各段 階で何をすべきかに対応するので、住民参加部会で取り上げるべきテーマである。

事業者が事業の実施前後での自然環境の変化について調べることと同時に、現場に足 を運びそこに居合わせた人等に意見を聴くことが必要。

その場合、意見を聴きに行くのは河川管理者が河川管理者が委託した業者、或いは河川管理者が住民団体に委託する等のシステムが考えられる。そのシステムまで提言すべきなのか議論が必要である。

そのような事後評価等を行う人たちの NPO 的な母体をつくること、環境だけでなくレジャーやその他河川に関わる全般を網羅しプロとしてファシリテーターもできるような人材を養成することが、部会からの具体的な提言になっていくのではないか。

河川管理者が勉強して環境や住民について十分理解し、調整役になれるような人材を 河川管理者の中に養成することが理想的である。

整備局の中に住民参加課等を設置し専門員を置くということは、河川審議会にも書かれている。

- ・基礎原案及びその具体的な整備内容シートで既設、新設併せて 20 数種の協議会や委員会等について述べられているが、これらについて部会とりまとめでは具体的に触れていない。 どう扱うべきか。また、これらの各種委員会からの情報の窓口を一本化すべきという意見 も多かったが、この窓口を流域委員会にするのか等も議論すべきではないか。
- ・第2稿と基礎原案を見比べて、第2稿に遡るような意見は避けるべき。(部会長)
- <河川レンジャーについて>
- ・河川レンジャーについては様々なところに記述されているが、委員の意見は同じ認識のもとに書かれておらず、整合性に欠ける。淀川部会では、地域別部会で個別に河川レンジャーのことを取り上げるのではなく、住民参加部会に検討を委ねるべきという結論になった。
- ・河川レンジャーについては、「個人を任命」と基礎原案で書かれているが、提言では流域 センターとセットで提案していた。個人ではほとんど動けないので、場所と予算を持ち独 立して動けるような母体をつくらなければ実効性に欠ける。

現状では資金を河川管理者が出すべきではないと思う。癒着を引き起こし得る。

基礎原案では既存施設の使用が言われているが、しっかりとした拠点をつくり、日常 的業務となる場があって始めて恒常的に続く制度となる。

今は箱物をつくる時代ではない。拠点が必要ということは認識しているのだからそれでいいのではないか。それよりも、試行や指導・育成について流域委員会等がモニタリングする必要がある。

- ・河川レンジャーの資格要件を提言したが、基礎原案には書かれていない。ある程度の制度 化と、順応的に育てていくことの両方が必要だ。
- ・河川レンジャーが各種協議会等に出席すべきという意見はどうあつかうべきか。また、河 川レンジャーがこの住民参加部会等に出席する可能性を認めるのかどうか、意見がほしい。
- ・河川レンジャーについては委員間でもイメージが一致していない。提言でも誤解を招きう るような表現をしていた。
 -) 計画策定における住民意見の反映について
- ・理念班のとりまとめをもとに住民参加の基本的な考え方を記述し、さらに河川管理者および委員会によるこれまでの意見聴取の取り組みに対する評価、今後の課題について記載する必要がある。また、流域委員会自体が住民参加の一つのあり方であるというコメントを入れるとよい。(部会長)
- ・対話集会のイメージ図を入れてもよいが、もう少し実例を反映したものにすべき。
- ・住民参加の考え方について、住民が話し合い、自分達の現状や抱える矛盾を知ることも重要であるということを背景として記述してほしい。
- ・P6 の 3.7 でダムのような利害関係の強い問題を扱う会議について、利害関係を持たない 10 数名の委員を選出し陪審員裁判のような形で判断する形式を例示しているが、多数決で、

例えば過半数で合意と判断することは問題だと思う。

利害関係者が直接意見を交わす討論会のような形式や利害関係のない人が集まる形式 の両方が考えられるが、委員会から提案しているのはその中間であるということをこ こでは述べている。

3.7 に書かれていることは全く新しい提案であり、議論できていないことなので、ここで提言すべきではない。また、従来の説明会や公聴会を否定しているわけではなく、これらを十分に行って、住民がある程度計画について理解した上でこそ対話集会にも意味が出てくるという前提を踏まえて書くべき。

利害関係のない委員による陪審員形式というのも一つの方法と思う。それを見て人々の理解が深まる、或いは河川管理者のイメージがわくということがあるのではないか。

・対話集会が唯一の方法というわけではなく選択肢の一つであること、また対話集会の目的 が結論を導くことよりも深い議論をすることや問題を明確にすることであると示すべき。

対話集会とあわせて、住民と連携した調査・研究、情報の共有など日常的な信頼関係を つくることが必要であると入れる必要がある。

- ・タイトルが「計画策定時」となっているが、原案審議段階に限定されるように受け止められるので「時」は取った方がいいと思う。また、タスクフォース、ワークショップ等カタカナ言葉の多様は避けるべき。
- ・P7[参考]は実情とあっていない。提言がまずあって、それに基づいて原案がつくられたことが流域委員会の大きな特徴の一つである。それが反映されていないと意見書全体の整合性がとれない。
- ・別冊提言をもう一度この中に入れてもいいのではないか。(部会長)
 -) 合意形成(社会的合意)について
- ・合意の基準について相反する意見があるので、どうまとめるべきか意見が欲しい。

資料を見る限り、委員の間では 3/4 という意見が多かったのではないか。国家の予算など重要なことを決めるときにも 3/4 という数字はよく出てくる。

社会的影響の大きいものは合意を求める対象者の 3/4 以上の賛同が必要、という意見もあるが、影響の大小は誰が決めるのかという問題がある。

対象となる母集団により変わってくるので、合意の基準となるような定数を示すこと は不可能。委員の意見にも矛盾があるということも記述してはどうか。

以上

説明および発言内容は、随時変更する可能性があります。最新の結果概要はホームページに掲載しております。